

下級裁判所裁判官指名諮問委員会大阪地域委員会（第21回）議事要旨

（大阪地域委員会庶務）

1 日時

平成20年11月10日（月）午後2時

2 場所

大阪高等裁判所委員会室

3 出席者

（委員）河内鏡太郎，佐伯照道，佐々木茂美，三浦正晴，三井誠（委員長）

（庶務）巽大阪高裁総務課長，園田大阪高裁総務課課長補佐

（説明者）古財大阪高裁事務局長

4 議題

（1）弁護士任官候補者に関する情報の取りまとめについて

（2）判事の再任等候補者に関する情報の取りまとめについて

（3）日程その他

5 議事

（1） 弁護士任官候補者に関する情報の取りまとめについて

○ 庶務から収集情報について報告があった。

○ 協議の結果，具体的な記述に欠ける情報を除いて，いずれも中央の委員会に送付することとされた。

（2） 判事の再任等候補者に関する情報の取りまとめについて

○ 庶務から，大阪地域委員会に直接提出された情報及び近畿弁護士会連合会を経由して提出された情報について報告があった。

○ 提出された情報について，以下のとおり検討された。

ア 直接地域委員会に提出された情報について

直接地域委員会庶務に提出された情報の取扱いについて，次のとおり審議された。

（ア） 具体的事例について

- ・ 具体的な記述に欠ける情報について，中央の委員会に送付しないこととされた。

その際，今回の情報に関することではないが，「特に問題となる点はない。」という程度の記載であっても，それが仮に重点審議者とされた者に対するものである場合には，それ自体意味のある記載ではないかとの意見が出された。

- ・ 専ら裁判書に記載された裁判官の判断が不当であることを述べている情報について，中央の委員会に送付しないこととされた。

その際、次のような意見交換があった。

- 当該情報は、裁判書中に記載された裁判官の事実認定や法的評価の不当性について述べているに過ぎないものであって、これを再任の適否の資料として用いることは相当ではない。裁判官の下した判断の当否は、専ら裁判手続の過程で審査を受けるべきものであって、司法行政の立場としてこれに立ち入ることには謙抑的であるべきである。
- 当該情報は、裁判官の判断内容自体を非難しているのではなく、裁判書から読み取ることのできる裁判官の姿勢や人格・識見について記載しているものであって、中央の委員会に送付する情報として適格なものである。
- 裁判書の記載であっても、当事者に対する侮蔑的な表現があつて、一般人の目から見ても明らかに逸脱しているといえる場合や、一見明白な法律の適用の誤りがあるような場合であれば、裁判官の資質、能力を示すものとして、情報としての適格性が認められる場合もあると考えられるが、本件は、事実に対する見方の差に過ぎないもので、それには当たらない。
- 当該情報を提出した代理人から見て、この裁判官の判断が一般常識から外れた判断をしていると思ったからこそ、情報として提出しているはずである。
- 本件情報は、裁判書から、裁判官の人格・識見に問題があることを窺わせるような記載部分を上手に抜き出しているような印象を受ける。
- その余の情報については、いずれも適格な情報として中央の委員会に送付することとされた。

イ 近畿弁護士会連合会（以下「近弁連」という。）を經由して提出された情報について

近弁連を經由して提出された情報の取扱いについて、次のとおり審議された。

(ア) 具体的事例について

協議の結果、いずれも適格な情報であり、従前どおり、近弁連を經由して提出された情報であることを付記して、中央の委員会に送付することとされた。

(イ) 専ら段階評価のみの記載された情報の取扱いについて

協議の結果、具体的事実を摘示することなく段階評価のみを記載した情報については、中央の委員会に送付しないこととされた。

その際、次のような意見交換があった。

- 本件各情報は、中央の委員会が相当でないとする段階評価式アンケートには当たらない。
これらは、個別具体的に事件番号、事件名を特定したり、「民事」などと事件の範囲を特定した上で、当該事件における裁判官の審理に対する基本姿勢等の各項目について、提出者各自の意見、評価を記載したものであって、決してアンケートではなく、個別の事件での審理姿勢を離れた単なる印象点を記載したものでないから、情報としての適格性を有するものというべきである。具体的事件の明示があるものは、それにより、当該情報に対する反論や検証も可能である。
- 段階評価のみが記載された情報は、たとえ対象事件を特定したとしても、当該評価を根拠付ける具体的事実を含んでいない。このように評価の基礎付けとなる裁判官の具体的な言動等の記載がない情報は、反証が可能であるとはいえず、情報としての適格性を有しないというべきである。
- 全員に対して、同一の評価項目を立て、それに対する段階評価のみを端的に記載した情報は、やはり、単なる印象点を記載したものといえ、これが再任の適否に関する情報として用いられるとすれば、現場の裁判官は不信感を持つようになる。
- それは逆で、評価の項目を示して分析的に評価することで、裁判官本人にとってもより分かりやすく、反論もしやすいものとなるのではないか。
- 段階評価における判断基準は、判断者ごとにまちまちであり、情報として意味のあるものとはいえない。
- 従前、当委員会としては、中央の委員会の方針も踏まえて、段階評価式アンケートは相当でないとして中央の委員会に送付していなかった。今回のものも、実質的には、従来のアンケートと同様のものであり、送付しないこととするのが適当である。

(3) 日程その他

- 次回の地域委員会は、平成21年下半期の再任等候補者及び平成21年10月採用の弁護士任官候補者の任命に関する審議となる予定であり、その期日については、追って調整することとなった。